

豊田市新車向け外部給電装置設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、外部給電装置設置費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、電動車に外部給電装置を設置する場合に要する経費の一部を補助することにより、外部給電装置の普及を促進し、停電時に電動車の外部給電装置からの電源確保を通じた安全安心で環境に配慮したまちづくりの確保に資することを目的とする。

(補助対象の外部給電装置)

第3条 補助対象となる外部給電装置は、電動車を新たに購入する際にオプションとして装着した外部給電装置（以下「新車オプション装置」という。）で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 電動車から車両外部に、出力AC100Vで1,500Wの電力を安全かつ安定的に供給するために必要なメーカーオプションで装着される車内装備
- (2) 未使用のもの（新車購入に限る。）

(補助対象電動車)

第4条 補助対象となる電動車は、別表第1に定めるものとし、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載された個人の用途に供するものであること
- (2) 自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に次条に規定する者と同じの氏名が記載されているものであること
- (3) 当該年度の4月1日以後に電動車を購入契約及び新車登録し、自動車登録番号における自動車の使用の本拠の位置が「豊田」であること

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自ら使用する目的で電動車を新車で購入した個人であって、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者であること
- (2) 非営利かつ自ら使用する目的で補助対象電動車を購入した者であること
- (3) 市税を滞納していないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、新車オプション装置を設置するための購入に要する費用（消費税及び地方消費税相当分含む。以下「補助対象経費」という。）に4分の1を乗じた額とし、1万円を限度とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1台1回までとする。

（交付申請及び実績報告）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象電動車の新車登録日から起算して2月を経過した日又は新車登録された年度の3月31日のいずれか早い日までに豊田市新車向け外部給電装置設置費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 自動車販売店が作成した新車オプション装置販売証明書（様式第2号）
- (3) 売買契約書又は注文書の写し（新車オプション装置の記載がわかる書類）
- (4) 市税の完納が証明されている納税証明書（申請日前2月以内に発行されたもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項第4号の納税証明書は、転入者であって、市税の直前の賦課期日に本市に住所を有さない者又は住所が有するが申請日時点において市税の初回の納期限を迎えない者にあつては、添付を省略するものとする。

3 市長は、前項に定める補助金の申請期限が到来する前に、補助金の交

付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、交付申請の受付を中止することができる。

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付を決定し、豊田市新車向け外部給電装置設置費補助金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定をする場合において、市長は、補助金交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができるものとする。

(補助金の交付)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金を振り込む口座情報が分かる書類を添付して、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 第3条から第5条までに規定する要件を満たしていないことが判明したとき

(2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(3) この要綱の規定に違反したとき

(4) その他市長が補助金の交付を不適當と認めるとき

2 市長は、前項に基づき交付決定を取り消したときには、豊田市新車向け外部給電装置設置費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に基づき交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を命じることができる。

(財産の管理及び処分の制限)

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受けた新車オプション装置を適正に使用し、新車登録日から起算して1年間は、補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸し付け、売却又は廃棄等の処分をしてはならない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で新車オプション装置を処分するとき
- (2) その他市長が認めるとき

(市による調査)

第12条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助金の交付を受けた者に対して、補助金の交付を受けた新車オプション装置の使用等に関する調査等を行うことができる。

- 2 補助金の交付を受けた者は、市が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(期日の特例)

第13条 第7条第1項に規定する申請期限について、「2月を経過した日」が豊田市の休日を定める条例（平成元年条例第61号）第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日後、最初に到来する市の休日でない日をもってその期限とみなす。

- 2 第7条第1項に規定する申請期限について、「当該年度の3月31日」が市の休日に当たる場合は、当該年度の最後に到来する市の休日でない日をもってその期限とみなす。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき交付申請がなされた補助金に関しては、

同日後も、なおその効力を有する。

別表第1 電動車（第4条関係）

区分	要件
プラグインハイブリッド車	四輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）であって、その自動車検査証にプラグインハイブリッド車と記載されているもの。
ハイブリッド車	四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証にハイブリッド車と記載されているもの。ただし、上記プラグインハイブリッド車に該当するものを除く。
電気自動車	四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証において燃料の種類が電気と記載されているもの。ただし、プラグインハイブリッド車に該当するものを除く。
燃料電池自動車	四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証に燃料電池車と記載されているもの

年 月 日

豊田市長 様

住 所	
フリガナ	
氏 名 (自署)	
電話番号	

豊田市新車向け外部給電装置設置費補助金交付申請書兼実績報告書

豊田市新車向け外部給電装置設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額	金	円
----------	---	---

※補助対象経費×1/4、1,000円未満切り捨て

※上限 10,000円

添付書類

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 自動車販売店が作成した新車オプション装置搭載電動車販売証明書
- (3) 売買契約書又は注文書の写し（新車オプション装置の購入がわかる書類）
- (4) 市税の完納が証明されている納税証明書（申請日前2月以内に発行されたもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳を閲覧することに同意します。

氏名（自署）

豊田市長 様

自動車販売店
郵便番号
住 所
名 称
代表者又は
店長（営業所長）名

豊田市新車向け外部給電装置設置費補助金
新車オプション装置搭載電動車販売証明書

豊田市新車向け外部給電装置設置費補助金交付要綱第7条第1項第2号の規定に基づき、下記のとおり新車オプション装置搭載電動車を販売したことを証明します。

記

購入者の住所	豊田市	
購入者氏名		
車名及びグレード		
装置名称及び装置販売額（税込）		円(税込)
補助対象要件	以下、 <u>全ての要件</u> を満たしていること <input type="checkbox"/> AC100V/1,500Wの車載用外部給電装置をメーカーオプションとして搭載（標準装備は、補助対象外） <input type="checkbox"/> 当該年度の4月1日以降に契約した新車（新車注文書等の日付） <input type="checkbox"/> 当該年度の4月1日以後に新車登録し、「豊田」ナンバー <input type="checkbox"/> 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載 <input type="checkbox"/> 自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に「購入者氏名」が記載	

（販売担当者）

氏 名		電話番号	
-----	--	------	--

販売担当者は、補助金手続きに関する問合せ等に対応できる方としてください。

豊 年 月 日
 発第 号

様

豊田市長

㊟

豊田市新車向け外部給電装置設置費補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました豊田市新車向け外部給電装置設置費補助金については、交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり交付を決定し、補助金額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付の条件

様式第 4 号（第 1 0 条関係）

豊 年 月 日
発第 号

様

豊田市長

㊤

豊田市新車向け外部給電装置設置費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで豊田市新車向け外部給電装置設置費補助金交付決定兼確定通知書豊環政発第 号で交付決定通知をしました、豊田市新車向け外部給電装置設置費補助金について、交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり取り消すことに決定しましたので、通知します。

記

- 1 交付決定番号
- 2 交付決定取消理由
- 3 補助金の返還